

## IIJのプライバシー保護関連ビジネス概況



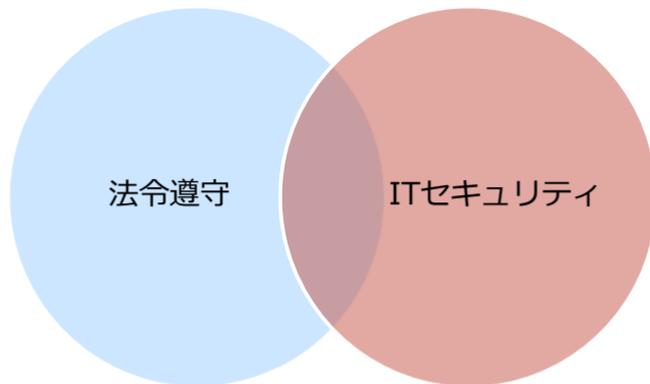
2021年8月5日  
株式会社インターネットイニシアティブ

Ongoing Innovation

# 組織図



主に海外のプライバシー保護規制対応のコンサルティングならびに運用サービスを法的な視点とITセキュリティの視点で提供



## ビジネスリスクコンサルティング本部概要

### ■ 沿革：

- 2016年8月 IIJ EuropeにてGDPR対応コンサルティング事業を開始
- 2017年4月 経営企画本部内にビジネスリスクコンサルティング(BRC)部設立  
日本企業のGDPR対応を中心にコンサルティングビジネスを実施
- 2018年4月 ビジネスリスクコンサルティング本部に昇格

以降、中国サイバーセキュリティ法対応、カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）、ブラジルLGPD、タイPDPAなど世界各国のプライバシー保護規制対応コンサルティングならびに運用サービスをIIJの各国拠点および各国の法律事務所と連携しながら提供

### ■ 体制：

BRC本部には、約30名の法律のエキスパート（弁護士6名）とITセキュリティのエキスパートがおり、法律とITセキュリティの両面からプライバシー保護対応を強かに支援しています。

# ビジネスリスクコンサルティング本部概要

## ■ 実績：

### 情報提供サービス IIJビジネスリスクマネジメントポータル(BizRis)

<https://portal.bizrisk.ij.jp>



世界各国のプライバシー保護規制、サイバーセキュリティ規制の最新ニュース、執行事例、法規制の解説、各国法の説明、実務対応あるある（FAQ）、動画で学ぶシリーズ、セミナー、アドバイザーサービスといった、実務に役立つ情報を日本語で提供。2017年7月の開設以来、2,100社を超える日本企業にご活用いただいております。

# 2,100社+

## コンサルティングサービス

世界各国の法規制に適合するためのデータマッピングからプライバシーポリシー、規約、当局提出書類の作成、法律要件とリスクレベルに応じたITセキュリティ対策といった初期対応に加えて、ガバナンス体制構築助言など運用体制構築に至るまでワンストップで実現。

GDPR対応支援

中国CS法対応支援

CCPA対応支援

に加え、IoT/AI/Connected Carなどの新サービス企画時におけるPrivacy by design, by default案件、Cookieバナーの適切な実装支援案件が増加し、

# 500社+

# ビジネスリスクコンサルティング本部概要

## ■ 実績：

### 運用サービス

#### DPOアウトソーシングサービス / DPO補佐サービス

GDPRが求めるDPO（Data Protection Officer）は法律でその立場を強く守られています。例えば、十分な予算や人員、時間を与えなければならず、経営陣は直接DPOに指示を出すことはできない完全に独立した立場が保証されています。また解雇もできません。そのため、社員からDPOを任命することが問題になる企業が出てきております。IIJでは、DPOの問題を解決するために経験豊富なDPOおよびチームがお客様のDPO運営をサポートするDPOアウトソーシングサービス並びにDPO補佐サービスを提供しており、多くの企業にご活用いただいております。

#### EU代理人/UK代理人サービス

EUに拠点を持たない企業、子会社、事業部門は、EU所在のデータ主体からの問い合わせ対応や当局対応のために、EU代理人をEU域内に設置することがGDPRで義務付けられています。IIJでは、EU28か国に窓口を持つEU代理人専門企業と提携し、EU代理人サービスを提供しております。また、データ主体や当局からの問い合わせ対応の際にも、日本語で日本企業の本社と、現地側では現地語（主に英語）で対応できる体制を有しており、何かあった際にも密接なコミュニケーションで安心していただけます。

#### 有事対応支援サービス

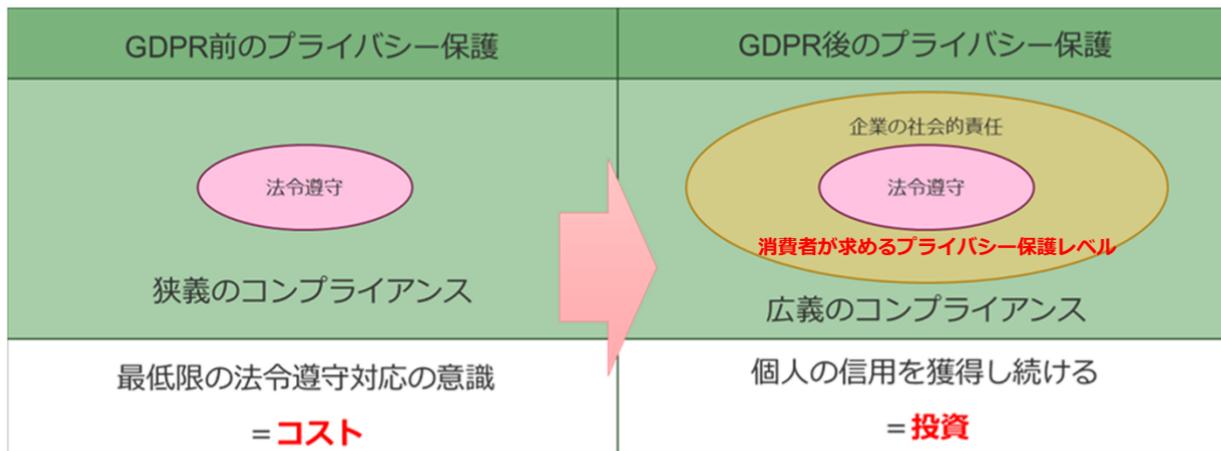
情報漏洩が起きた場合に、EUではその事実に気が付いてから72時間以内に当局へ報告する義務があります。有事の際にはお客様の事務局のそばに駆け付け、インシデント対応で様々な判断を求められる中、適切に後方支援を行い、確実な当局対応、データ主体対応、暫定措置アドバイス、再発防止アドバイス、当局提出書類作成支援などを行います。

運用サービスご契約実績

40社+

### ■ クッキーバナーの引き合い/導入が急増の背景とは？

法的義務への対応の枠を超えて、消費者の目が厳しくなっている

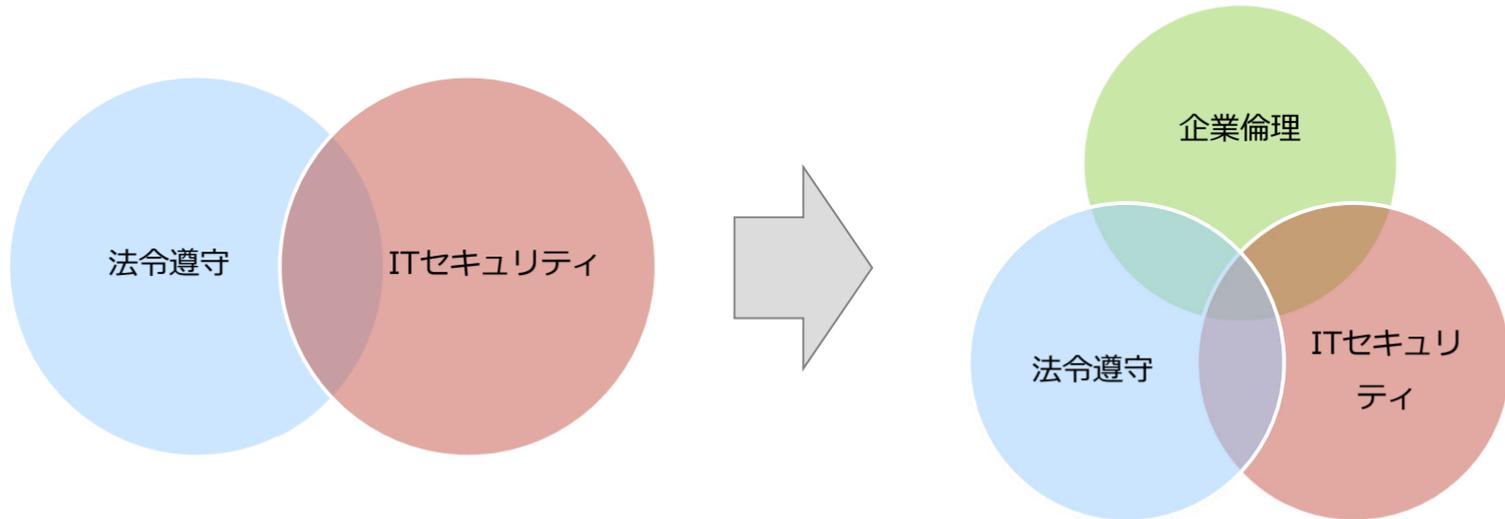


消費者から選ばれるために、より高い透明性と本人関与機会の提供がプライバシー保護を重視する企業姿勢を示す上で重要となってきたことが、クッキーバナーの導入が急増している背景と考えられる

## ビジネスリスクコンサルティング本部の仕事のシフト

- 法的義務から企業の社会的責任、倫理的な領域へ

法的義務の遵守から企業の社会的責任としてのプライバシー保護への過渡期  
今後ますます企業の倫理観が消費者から支持を得る上で重要な観点になる



今回、既存サービスの改正個人情報保護法対応のみならず、企業の社会的責任としてのプライバシー保護対応を加えましたので説明いたします

# 改正法ガイドラインとIIJが提供する対応ソリューション

2021年8月5日

株式会社インターネットイニシアティブ  
ビジネスリスクコンサルティング本部

## 第一部：改正法ガイドラインの重要事項の解説

- ・ 個人関連情報第三者提供の制限
- ・ 外国にある第三者への個人データ提供の規制強化
- ・ 個人データの漏えい等の報告の義務化

# 1. 個人関連情報第三者提供の制限

# 個人関連情報の第三者提供制限規制

## ■ 個人関連情報とは

- 「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」 例えば：
  - ✓ 氏名不詳の「ある個人」のウェブ閲覧履歴
  - ✓ ある個人の商品購入履歴、サービス利用履歴、位置情報(\*)
  - ✓ ある個人の興味・関心を示す情報（例えば、オーディエンスの属性情報）

## ■ 同意取得・確認・記録義務

- 個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報を第三者に提供し、
- 提供先において自社保有データと照合し、個人データとして取得することが想定される場合、⇒

**本人からの同意取得を確認・記録する義務**

\*: 位置情報が連続して蓄積され、個人を識別可能となる場合は、個人情報に該当することもある。

# どのような場面で適用される？

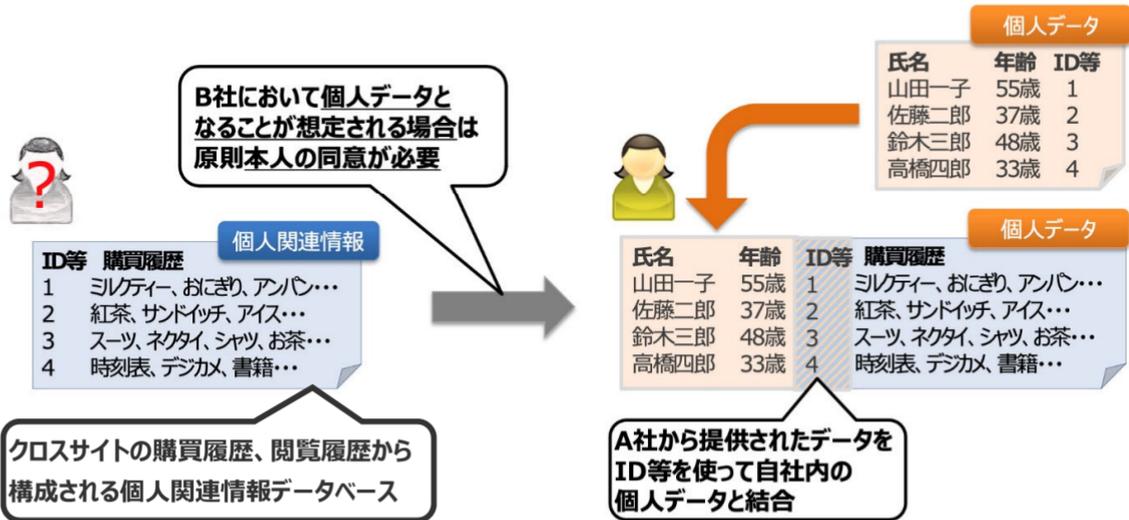
典型的なのはDMP等からサードパーティ・データを購入する場合

**A社** DMP

**B社** メディア、ブランド

- A社では、誰の個人データが分からない

- B社は、A社とID等を共有
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有



このようなデータ結合は、A社が発行するサードパーティ・クッキーによって設定される「共有ID」で可能となるので、規制遵守のためにクッキー制御が必要、簡便かつ効果的な場合が多い。

DMP : Data Management Platform ネット上に散在する消費者データを収集し、自社保有データと連携させるツール

# ガイドラインのポイント

## ■ 適用有無の判断

- 提供先においてデータ結合しない場合、容易照合性があっても、「個人データとして取得する」場合には該当しない。例えば、リターゲティング先でアカウントと容易照合できる場合（意見353）
- 「想定される」とは、同種事業者の一般的な判断力・理解力を前提として通常想定できる場合を含む。例えば、提供先でのデータ統合を可能とする共通 ID 等を個人関連情報と併せて提供する場合、個人データとしての取得が想定される。
- 提供元・提供先間の契約において、提供された個人関連情報を個人データとして利用しないことが定められている場合、個人データとしての取得が想定されない。
- ただし、提供先が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、提供先における個人関連情報の取扱いも確認した上で判断する必要。
- 委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、本規制は適用されない。（例えば、閲覧履歴情報の分析を委託する場合、意見385）

- 提供されたデータを個人データとして取得することが想定されるかどうかの判断について、提供元における確認義務の範囲明確化を求める意見が多数。
- 新規制の適用有無の判断には、個別具体のケースについて詳細な検討が必要。

# ガイドラインのポイント

## ■ 同意取得の方法

- 本人が同意・拒否の判断に必要な合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが必要。
- 本人の同意を取得するのは、原則として、本人と接点を持ち、提供されたデータの利用主体となる提供先(ブランド、パブリッシャー等)である。
- 提供元が同意取得する場合、提供先を個別に特定し、提供対象となる個人関連情報を示さなければならない。併せて、提供先における利用目的を明示することが望ましい(意見395)。
- プライバシーポリシーで必要な事項を示し、これに同意を求める方法も考えられる(意見369)。
- 本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能。例えば、「ターゲティング広告を表示するため閲覧履歴提供業者から個人関連情報たる閲覧履歴情報を取得します」と表示して同目的について一括して同意取得することもできる(意見376)。
- 提供元が同意取得義務を負うとの契約だけでは提供先の同意取得義務は免除されない(意見387)

➤ デジタルマーケティングにおいては、DMPなどから閲覧履歴、購買履歴などの提供を受けるウェブサイト運営者(パブリッシャー、ブランド等)が同意を取得することが原則。

# ガイドラインのポイント

## ■ 同意確認・記録の方法

- 提供先から同意取得の申告を受ける場合、提供元は、申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。
- 複数の本人からの同意取得を一括して確認することも可能。
- 提供先が同意取得義務を負う旨の契約だけでは同意確認にはならない（意見365）。
- 提供先が本人から同意を得る旨を事前に誓約し、同意取得済みID等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、同意取得を一括確認することが可能だが、表明保証だけでは足りない（意見411,412,422など）。
- 抽象的に同意を取得した旨の申告を受けてこれを確認するだけでは足りず、具体的にどのように同意を取得したかの申告を受けてこれを確認することが必要（意見415）。
- 同意確認等の記録は、契約書、内部帳票、システム記録等によることもできる。

➤ 提供先ウェブサイトがクッキーバナーを実装し、本人同意の場合のみ共通クッキーIDが設定され、データ統合が可能な場合、このようなしくみを前提とした同意確認方法の実装を検討することが効率的といえるのでは。

## 2. 外国にある第三者への個人データ提供の規制強化

# 外国にある第三者への個人データ提供について

---

## ■ 移転が許される場合

1. 本人の事前同意を取得した場合
2. 我が国と同等水準の個人情報保護制度を有すると認められた国（EEA、UK）への移転
3. 契約等により個人情報保護法による個人情報取扱事業者の義務に相当する措置を継続的に講ずる体制を整備している場合（基準適合体制整備）

# 本人同意に基づく提供の場合の情報提供義務

## ■ 情報提供すべき内容

- ✓ 移転先国の名称（州法が主な規律となる場合は、州を示すことが望ましい）
- ✓ 移転先国における個人情報保護制度の有無
- ✓ 移転先国制度についての指標（例：CBPR加盟、GDPR十分性認定など）
- ✓ 移転先国制度のOECD8原則対応状況（利用目的による制限、開示・訂正・利用停止等請求対応義務の不存在など）
- ✓ その他の特別事情（個人データへの公的アクセス請求制度の運用状況など）
- ✓ 移転先の第三者が講じる保護措置の内容（個情法との差異、OECD8原則対応状況など）

## 【参考】

- CBPR：Cross Border Privacy Rules。越境個人情報移転がアジア太平洋経済協力会議によるAPECプライバシー枠組に適合することを認証する制度。2011年採択。詳しくは、<http://cbprs.org/>
- OECD8原則：経済協力開発機構(OECD)が1980年に採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に含まれる8原則。世界各国のプライバシー保護制度の基礎となっている。  
<https://www.oecd.org/digital/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

# 契約などによる基準適合体制整備による提供の場合の義務

## I. 相当措置の実施およびこれに影響を及ぼすおそれがある外国の制度の有無・内容を、現地調査・書面報告などにより、少なくとも年に1回程度以上の頻度で定期的に確認

- ▶ 影響を及ぼすおそれがある制度の例
  - ✓ 政府機関による個人情報へのアクセス
  - ✓ データ・ローカライゼーション規制

## II. 相当措置の実施に支障が生じた場合、必要・適切な措置を実施

- ▶ 措置の例：委託先に対するデータ保護に関する契約義務違反の是正を要請

## III. 相当措置の実施が困難となった場合、個人データ提供を停止

- ▶ 困難の例：
  - ✓ 委託先が契約違反是正要請に応じない場合
  - ✓ 漏洩があり、必要・適切な再発防止策が講じられない場合

# 契約などによる基準適合体制整備による提供の場合の義務

## IV. 本人からの請求があった場合の相当措置に関する情報提供

- ✓ 提供先による相当措置の継続的実施のための**体制整備方法**
  - 例：契約、グループ内共通規則など
- ✓ 提供先が実施する**相当措置の概要**
  - 例：契約で個人情報相当のデータ保護義務を定めている旨
- ✓ 相当措置の実施状況・影響を及ぼす外国制度についての**確認頻度および方法**
  - 例：毎年委託先から書面報告、毎年〇〇が公表する情報を確認など
- ✓ **移転先国**の名称（州法が主たる規律である場合、州の名称）
- ✓ 提供先の相当措置実施に影響を及ぼすおそれのある**外国の制度の有無・概要**
  - 例：政府機関によるアクセス、データ・ローライゼーション規制
- ✓ 相当措置実施に関する支障の有無・概要
  - 例：提供先による個人データの目的外利用があったことの情報提供
- ✓ 上記の支障に関して移転元が講じる措置の概要
  - 例：契約違反の是正要請、個人データ提供停止・削除要請など

規制対応には移転先国の制度・運用に関する継続的な情報収集が重要

# 公募意見に対する重要な回答

- 「本人の同意」としては、「明示の同意」を取得することが基本（意見6）
- 「本人の同意」は、移転先国ごとの情報提供を踏まえた個別の同意として取得する（意見7）
- 「第三者」の該当性は、法人格を基準として判断する。外国にある事業者が別の外国に有する支店等の同一法人格内の拠点に当該個人データを取り扱わせる場合には、「外国にある第三者」への提供に該当しない（意見8）。
- 委託先が個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合、同意取得・情報提供義務は、当該委託先に課される。この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため、委託先の義務履行を把握・監督する必要がある（意見37）。
- OECDガイドラインは、法的拘束力を有するものではないため、提供先所在国がOECD加盟国である場合であっても、当該外国の個人情報保護制度について、同ガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在の有無について確認する必要がある（意見87）。
- 捜査機関による情報収集を可能にする制度についても、我が国の制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれない（意見93,98）。（令状主義、司法救済制度の保障など?）
- 本人の同意を取得した後に、移転先国における個人情報保護制度についての変更があった場合であっても、既に取得された同意の有効性には影響を及ぼさないが、本人への情報提供が望ましい（意見100）。
- 外国送金など、本人の指示に基づいて外国にある第三者に個人データを提供する場合、当該指示が「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の意思表示を兼ねると認められる場合には、別に本人の同意を得る必要はないが、この場合においても、同意取得時の情報提供義務を負う（意見108）。

### 3. 個人データの漏えい等の報告の義務化

# 個人データ漏えい等の報告の義務化

## ■ 個人データ漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合、個人情報保護委員会への報告+本人への通知を義務化

- ① 要配慮個人情報の漏えい等（健康データなど）
- ② 不正利用により財産的被害のおそれがある漏えい等（取引可能なID+パスワードの漏洩など）
- ③ 不正の目的によるおそれがある漏えい等（不正アクセスによる場合など）
- ④ 1,000件を超える漏えい等

## ■ 速報+確報による2段階の報告

### ● 速報：

- 報告対象事態を知った後、速やかに。概ね3～5日以内。
- 法人の場合、いずれかの部署が当該事態を知った時点が起点。
- 次のうち、把握している内容を報告：概要、個人データ項目、影響人数、原因、二次被害のおそれ・内容、本人への対応状況、公表実施状況、再発防止措置、その他参考事項

### ● 確報：30日以内。③の場合、60日以内。

### 【参考】要配慮個人情報：

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴など、不当な差別、偏見などの不利益が所持内容にその取扱いに特に配慮を要する個人情報（個人情報保護法・第2条）

## 第二部：IIJが提供するサービス/ソリューションにおける 改正法対応

# 1. 個人関連情報第三者提供の制限

# IIJが提供しているサービス/ソリューションにおける具体的な実装

「IIJプライバシー保護規制対応ソリューション」において、この新たな規制の適用要否の判断や、業務の実態に即した合理的な遵守対応・実装方法に関する情報をお客様企業に提供

## ヒアリング

- ・ケースごとに、データ連携の状況、データ活用目的・方法等の詳細をヒアリング

## 適用対象かどうかの判断

- ・ヒアリングを元に分析を行い、今回の新規制の適用対象となるかの判断
- ・適用外の場合も、企業として透明性のある情報提供の在り方等について助言

## 対応要件の整理

- ・誰が同意を取得すべきか、同意のタイミング等を整理
- ・同意取得にあたっての情報提供内容（利用するデータの種類、利用方法、目的に関する通知の粒度等）の整理

## 具体的対応策の立案

- ・同意取得・確認・記録方法について具体的な対応策を立案
- ・クッキー同意管理バナー導入、タグマネジャー等を用いた対応・実装支援

# IIJが提供しているサービス/ソリューションにおける具体的な実装

「IIJクッキー同意管理バナー導入支援」において、クッキーバナー・ツールの実装・運用をサポート

ガイドラインに則し、同意取得にあたって必要な情報提供を行うための説明文言の作成支援

当社は、クッキーにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果等の社外データを第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームから取得し、それらを自社で保有するお客様の個人データと結びつけた上で、お客様のプロファイリングを行い広告配信等の目的で利用いたします。また、当社ではウェブサイトのトラフィックを分析するためのパフォーマンスクッキーと、コンテンツや広告をパーソナライズするためのターゲット型クッキーを使用しています。お客様は以下のトグルスイッチの操作により、それぞれのデータ取扱い目的ごとに、同意・拒否（オプトアウト）の設定を行うことができます。

ユーザの同意・拒否のステータスに合わせてタグマネージャーやHTML制御文により適切にタグをコントロールする実装を支援

クッキーにより収集した社外データと  
+ 自社データとの結合によるプロファイリング

+ 厳格に必要なクッキー

常にアクティブ

Powered by OneTrust

# クッキーバナー・ツールのデモ

The image shows a OneTrust cookie consent banner overlaid on a website. The banner contains a paragraph of text, a list of cookie categories with toggle switches, and a confirmation button. Two callout boxes provide additional context: one explains that cookies for combining third-party and personal data are off by default, and another notes that users can control cookies used in non-essential ways.

**OneTrust**  
PRIVACY, SECURITY & GOVERNANCE

当社は、クッキーにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果等の社外データを第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームから取得し、それらを自社で保有するお客様の個人データと結びつけた上で、お客様のプロファイリングを行い広告配信等の目的で利用いたします。また、当社ではウェブサイトのトラフィックを分析するためのパフォーマンスクッキーと、コンテンツや広告をパーソナライズするためのターゲット型クッキーを使用しています。お客様は以下のトグルスイッチの操作により、それぞれのデータ取扱い目的ごとに、同意・拒否（オプトアウト）の設定を行うことができます。

- クッキーにより収集した社外データ + と自社データとの結合によるプロファイリング
- 厳格に必要なクッキー **常にアクティブ**
- ターゲット型クッキー
- パフォーマンスクッキー

[選択内容を確認する](#)

Powered by **OneTrust**

ホーム お問い合わせ プライバシーポリシー

改正法の規制対象となる個人データと結合する目的で利用されるクッキーについてはデフォルトでOFF  
明示的なオプトイン同意を取る

個人データと紐づかない形で活用されるクッキーについても制御が可能  
(この例では同じくオプトイン)

Powered by Kahuna & WordPress.

# クッキーバナー・ツールのデモ

**OneTrust**  
PRIVACY, SECURITY & GOVERNANCE

×

当社は、クッキーにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果等の社外データを第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームから取得し、それらを自社で保有するお客様の個人データと結びつけた上で、お客様のプロファイリングを行い広告配信等の目的で利用いたします。また、当社ではウェブサイトのトラフィックを分析するためのパフォーマンスクッキーと、コンテンツや広告をパーソナライズするためのターゲット型クッキーを使用しています。お客様は以下のトグルスイッチの操作により、それぞれのデータ取扱い目的ごとに、同意・拒否（オプトアウト）の設定を行うことができます。

- クッキーにより収集した社外データ  
+ と自社データとの結合によるプロファイリング
- + 厳格に必要なクッキー **常にアクティブ**
- + ターゲット型クッキー
- + パフォーマンスクッキー

[選択内容を確認する](#)

Powered by **OneTrust**

ホーム お問い合わせ プライバシーポリシー

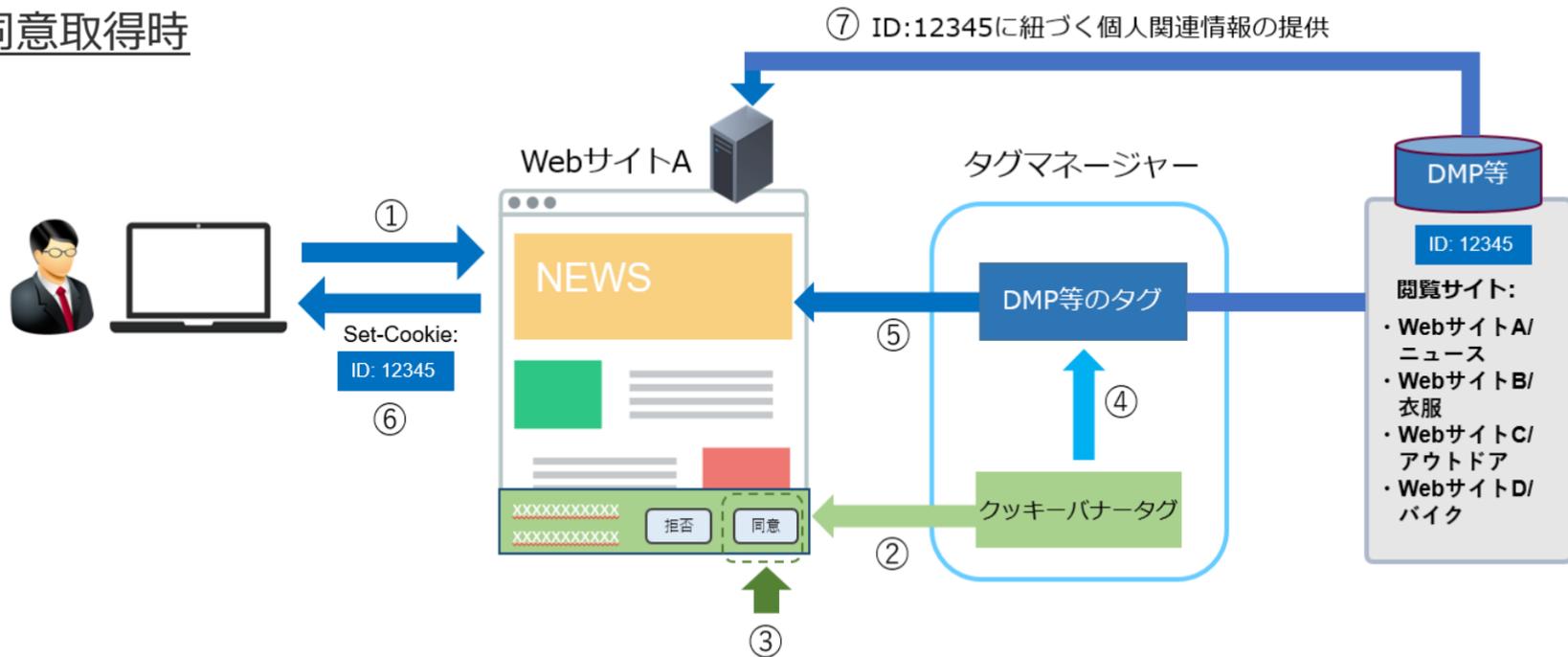
🏠 > お問い合わせ >

改正法の規制対象とならないクッキーについては、デフォルトでONにするオプトアウト形式の実装も可能

Powered by Kahuna & WordPress.

# 参考例：クッキーバナーとタグマネージャーによるデータ連携制御

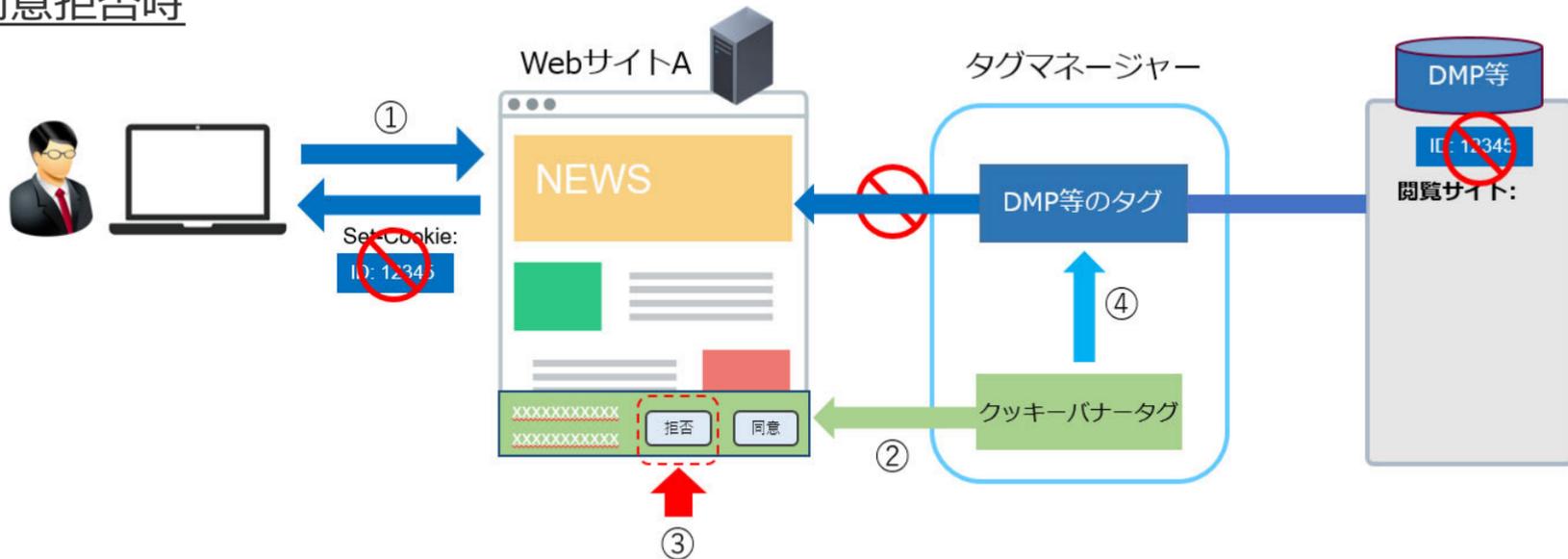
## 同意取得時



- ・ データ結合を行うための「共有ID」を生成するDMP等のサードパーティ・クッキーを制御
- ・ 同意が取得された場合に限りクッキーの読み書きを行う

# 参考例：クッキーバナーとタグマネージャーによるデータ連携制御

## 同意拒否時



- 上記例ではデータ結合を可能とするクッキーの読み書き自体をタグ制御によりコントロール
- その他、DMPやCDPへ同意・拒否のデータを連携する仕組みの実装も可能
- IJJではお客様ごとのデータ連携の詳細を伺い、個別に実装方法のアドバイスが可能

# クッキーバナー・ツールはその他様々な実装パターンに対応可能

## ■ バナー表示+オプトイン同意形式

- ・ GDPR水準の実装
- ・ 明示的な同意を取得するまでクッキーを利用しない（ゼロクッキーロード）

## ■ バナー表示+オプトアウト形式

- ・ CCPAおよびJIAA（日本インタラクティブ広告協会）ガイドライ<sup>※</sup> 水準の実装
- ・ デフォルトではクッキーを利用するが、ユーザーがいつでもオプトアウト可能

## ■ バナー表示による情報開示のみ

- ・ 同意・拒否の選択権はないが、情報開示のみを行う
- ・ 法的義務がない場合には選択肢のひとつ

## ■ バナーは表示せず、プライバシーポリシーにオプトアウトボタンを設置

- ・ バナーを非表示にすることでユーザビリティに配慮
- ・ オプトアウト画面へのリンクまたはボタンをプライバシーポリシーページ等に設置

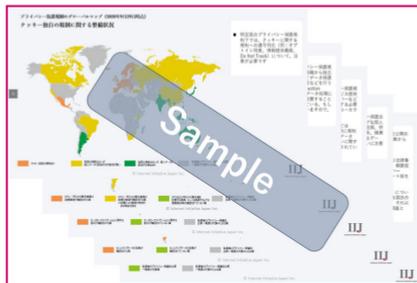
※JIAAの行動ターゲティング広告ガイドラインでは、行動ターゲティング広告についての情報提供およびオプトアウト機会提供が定められている。[https://www.jiaa.org/wp-content/uploads/2019/11/JIAA\\_BTAguideline.pdf](https://www.jiaa.org/wp-content/uploads/2019/11/JIAA_BTAguideline.pdf)

## 2. 外国にある第三者への個人データ提供の規制強化

# IIJが提供しているサービス/ソリューションにおける具体的な実装

- 「IIJビジネスリスクマネジメントポータル（BizRis）」で、**主要40カ国以上**の現地法で定められているプライバシー保護制度の最新情報をBizRis会員向けに日本語で提供

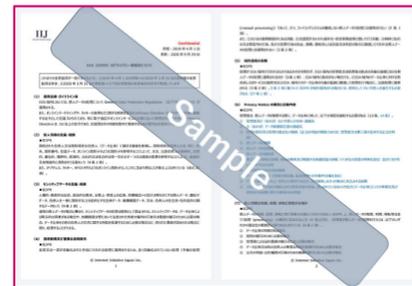
a. プライバシー保護規制のグローバルマップ



b. 各国毎のプライバシー保護規制比較一覧表

調査項目	
(1) 適用対象、方針の中心	
(2) 個人情報の定義、規制	
(3) センシティブデータの定義、規制	
(4) 権利範囲及び重要な適用除外	
(5) 法的適用の特例	
(6) 説明事項の範囲と記録内容	
(7) 個人情報の取得、処理、移転の同意が必要か	
(8) データ入力の後に行なわれる処理	
(9) 保存期間	
(10) データ処理を委託する際の要件、データ処理契約の誓約、内容、様式の有無、内容	
(11) 海外移転時の有無、移転する国の内容、契約で誓約する場合における移転時の有無、内容	
(12) データブリーチの定義と必要とされる対応	
(13) データローカライゼーションの有無、内容	
(14-1) DPの記録保持の有無	
(14-2) その他、記録保持の有無	
(15) 罰則	
(16) 改正の動向等	
(17) クッキー等に關する各法規制	

c. 40カ国・地域毎の個別レポート



- BizRisの活用で、第三国の制度に関する情報提供義務の遵守について適切な対応が可能
- 情報は継続的に更新（四半期に一度）し、対象国も拡大
- 【参考】欧州委員会が採択した新SCCでも個人データ移転先国の公的アクセス請求制度の運用状況に関する継続的調査が求められている

- 提供先との相当措置実施義務を伴う契約の締結について、テンプレートの提供などにより実務対応を支援
- 提供先国の第三者のセキュリティ保護対策の十分性についてリスク評価を行い、改善が必要な場合は各種セキュリティ対策の実装を支援

### 3. 個人データの漏えい等の報告の義務化

# IIJが提供しているサービス/ソリューションにおける具体的な実装

## ■ 「IIJ有事対応支援サービス」の対応範囲を拡大

- ・ IIJではすでに有事の際のプライバシー保護監督機関への報告等の当局対応・本人対応に関する支援を提供中
- ・ その他、DPO代行、EU・英国現地代理人代行のサービスを展開、データ侵害事故への対応についてノウハウを蓄積
- ・ 今回、対応範囲を改正法へ拡大（今後さらに対応する国・地域を順次拡大予定）

### 対応国・地域

- ・ EU
  - ・ 英国
  - ・ シンガポール
  - ・ 米国カリフォルニア州
- +
- ・ **日本（改正法対応）**

### 個人データ漏えい等のインシデント発生時、 個人情報保護委員会への報告を支援

- ✓ 報告等の要否判断
- ✓ 報告までの社内意思決定
- ✓ 報告内容の作成 など

※企業が保有する個人データには日本のみならず海外の当局や本人に報告が必要な場合もあるため、当局対応や本人対応を含め有事対応として行うべき作業についてもアドバイス可能

# サービス/ソリューションと対応メニューのまとめ

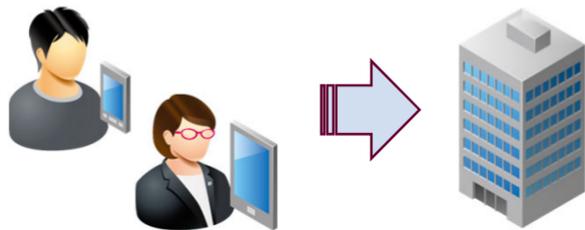
対応メニュー IIJサービス/ ソリューション	改正法対応			企業の社会的責任と してのプライバシー 保護規制対応
	1.個人関連情報の 第三者提供制限	2.外国への個人デー タ提供の規制強化	3.個人データの漏え い等の報告の義務化	
IIJ プライバシー保護規制 対応ソリューション	○	○		○
IIJ クッキー同意管理 バナー導入支援	○	○		○
IIJ 有事対応支援サービス			○	
IIJ ビジネスリスクマネジ メントポータル (BizRis)		○		

# クッキーバナーソリューション・パートナープログラム

# クッキーバナーソリューション・パートナープログラムの開始の背景

## 消費者のプライバシー意識の高まり

多くのスマートフォンアプリやWeb等を通じて、消費者は様々な企業に個人情報を登録

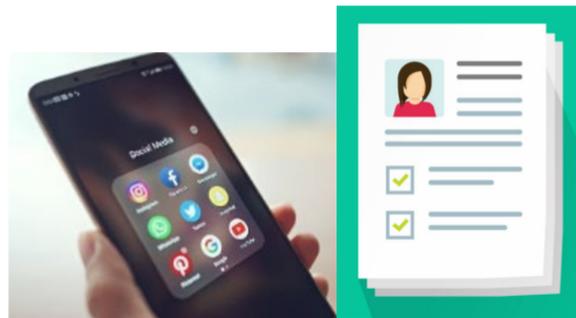


一方で、企業の個人データの取扱いに対する社会の目は厳しいものになってきている

- 個人情報の漏えい事件の多発
- 個人データが知らないうちに第三国へ流出している事実が頻繁に報道

## 勝手にプロファイリング

特にデジタルマーケティングで使われるクッキー等のオンライン識別子を通じた属性情報の広範な収集と分析は、本人の知らないところでプロファイリング情報を作成・活用されることもあり、世界各国の法律で規制が進んでいる



# クッキーバナーソリューション・パートナープログラムの開始の背景

日本での規制は限定的、しかし消費者や顧客の“信用”という観点から、法規制に関わらず、透明性を高めるためにクッキーバナーを導入して積極的に情報開示をする日本企業が急増



そのような国内企業の導入をサポートするため、**クッキーバナーソリューション・パートナープログラム**を立ち上げ、IIJサービスの再販や導入・運用支援を行うパートナー企業の募集を開始



# クッキーバナーソリューション・パートナーの種類



## セールspartner

お客様にクッキーバナー・ツールのライセンス、および、IIJのクッキーバナー導入支援サービスを販売するパートナー



## テクニカルパートナー

IIJの委託に基づき、お客様に対してクッキーバナーの導入・構築や運用支援を行うパートナー

※テクニカルパートナーになるためにはIIJが認定するクッキーバナーエンジニアを1名以上有する必要があります

パートナープログラムの詳細に関しては、[cookie-partner@ij.ad.jp](mailto:cookie-partner@ij.ad.jp) までお問い合わせください